

湖南広域行政組合議会議長交際費の支出および公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湖南広域行政組合議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出および情報の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費とは、議長等が、湖南広域行政組合議会を代表し、対外的活動をするために必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第3条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において行うものとする。

(支出区分)

第4条 議長交際費の支出区分は、支出の内容により、次のとおりとする。

- (1) 慶 祝 祝賀会やお祝い等に係る経費
- (2) 弔 慰 組合行政、組合議会関係者等およびその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (3) 見 舞 組合行政、組合議会関係者等の病気や事故、災害等による見舞に係る経費
- (4) 会 費 会費を必要とする会合等への参加等に係る経費
- (5) 接 遇 他の自治体の議会や各種団体への訪問、折衝の際の土産、国内外からの公式訪問および受け入れの際の記念品や飲食に係る経費
- (6) その他 前各号に掲げる支出区分以外の組合行政、組合議会運営に資するための経費

(支出基準)

第5条 前条に規定する支出区分に対応する一般的な支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(議長交際費の公開)

第6条 議長交際費の公開については、その内容を、支出相手方のプライバシーに関する情報を除き、半期ごとに（4月から9月分を10月末までに、10月から3月分を4月末までに）湖南広域行政組合のホームページに掲載するとともに議会事務局において閲覧に供することにより行う。

2 議長交際費の閲覧等の期間は、文書保存年限（5年）を限度とする。

(議長交際費の見直し)

第7条 議長は、議長交際費の支出内容又は金額が、市民感覚と合致したものになるよう、社会経済状況の変化等に十分配慮し、適正な執行に努めるとともに、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）一般的な支出金額の基準

区 分	対象者等	金 額	備 考
(1) 慶 祝	①総会、祝賀会、起工、竣工、開所式、行事等（組合行政の振興に関わりのある団体および個人）	1万円以内	祝賀会等により金額が指定されている場合は、その額とする。
	②激励（全国大会等への出場）	1万円以内	
(2) 弔 慰	別に定める弔慰基準による		
(3) 見 舞	①病気・事故等の見舞	1万円以内	
	②災害見舞	1万円以内	ただし、被害の程度により社会通念上妥当と認められる範囲内で適宜判断する。
(4) 会 費	①会費を必要とする会合等への参加等に係る経費	会費相当額	
(5) 接 遇	①他の自治体の議会や各種団体への訪問、折衝の際の土産	社会通念上の範囲内の茶菓子等	
	②国内外からの公式訪問及び受け入れの際の記念品や飲食に係る経費	社会通念上妥当と認められる範囲内	
(6) その他	①湖南広域行政組合が主催・後援する行事及び議長が特に必要と認めた行事に対して議長賞を交付するもの	1万円以内	
	②各種団体等の活動趣旨賛同に要する経費	1万円以内	協賛広告料については、相当額
	③その他、組合議会運営上必要な交際に要する経費として議長が特に定めるもの	社会通念上妥当と認められる範囲内	